



足立区



足立区長定例記者会見

平成24年11月28日(水) 午後2時00分～
足立区役所 南館8階 特別応接室

《 次 第 》

- 1 絆づくりにより“暮らしやすいまち日本一”へ
孤立ゼロプロジェクト スタート! 1
- 2 お買い物が困難な方のために
「足立区花保商店会買い物支援サービスモデル事業」スタート! 11
- 3 区制80周年限定！イルミネーションが千住でも
「光の祭典」開催 13
- 4 ふるさと足立を知り、足立を愛する子どもたちへ
「足立の昔がたり」刊行! 15
- 5 そ の 他
- 6 質 疑

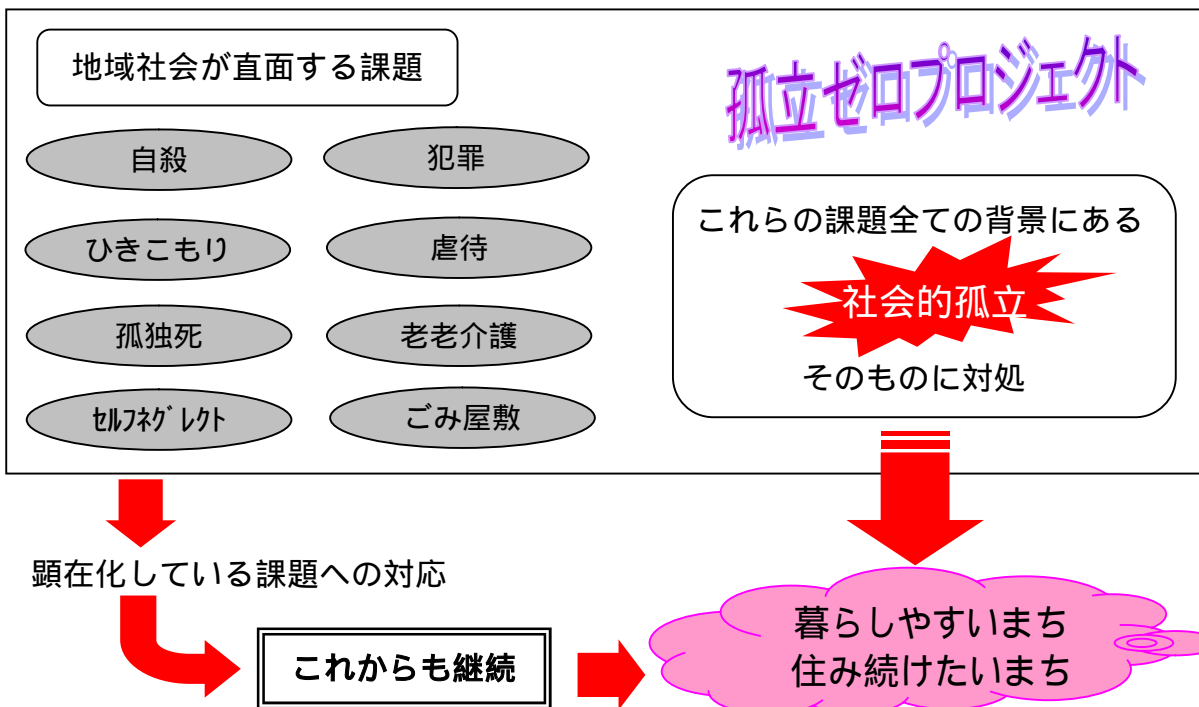
【担当】広報室 報道広報課 03(3880)5816

「美しいまち」は「安全なまち」
 ビューティフル・ウィンドウズ運動展開中 足立区  

絆づくりにより“暮らしやすいまち日本一”へ 孤立ゼロプロジェクト スタート！

近年、血縁関係の希薄化、地縁の衰退、社縁の崩壊など、人と人とのつながりが薄れたことによる社会的孤立を背景とした社会問題が顕在化しています。こうした状況を打破するため、地域のちからを結集し、喫緊の課題である、「孤立対策＝孤立ゼロプロジェクト」に挑戦します。

1 何故、「孤立対策」なのか？



2 孤立ゼロプロジェクト推進のために条例を整備

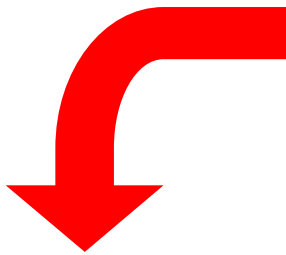
- 「孤立」を定義
- 日常生活において世帯以外の人と10分程度の会話する頻度が1週間に1回未満、または日常の困りごとの相談相手がいない状態を孤立状態と定義
- 住民情報の提供
- 住民情報（住所・氏名・年齢・性別）を町会・自治会や民生委員、警察署、消防署などの関係機関に提供
- 調査活動の実施
- 住民情報にもとづいて、「孤立のおそれがあるかどうか」について町会・自治会や民生委員が実態を調査

寄り添い支援活動

調査の結果、孤立状態と判断された方に対して、定期訪問による日常的寄り添い、社会参加を促すための情報提供、行政サービス利用のための支援 など

【孤立ゼロプロジェクトのイメージ】

“見守り” から “寄り添う” 地域社会へ



【現状】孤独死に対応する見守り

あんしん協力機関

気づく

つなげる

見守る

あんしん協力員
町会・自治会

地域包括支援センター
民生児童委員

【今後】孤立に寄り添う社会を目指す

孤立・防災要援護者調査
あんしん協力機関
(町会、老人クラブ、商店街など)
民生委員
気づく人の多様化
(近隣の人、協力機関以外の人)

あんしん協力員
町会・自治会
民生委員
老人クラブ
ボランティア など

生涯学習
大学
NPO・ボランティア
町会・自治会活動
就労
老人クラブ など

気づく

つなげる

寄り添う

居場所を
つくる

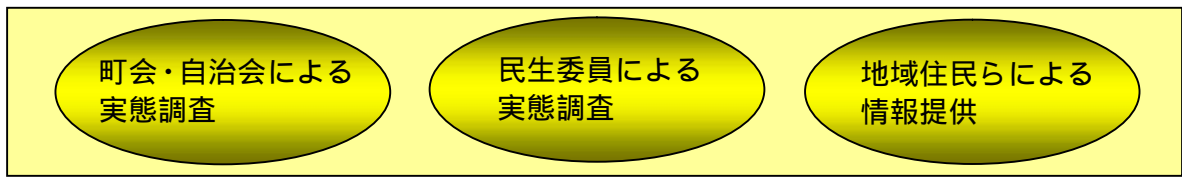
社会参加へ

条例の制定により個人情報の壁を突破(関係機関での要支援者の情報共有)

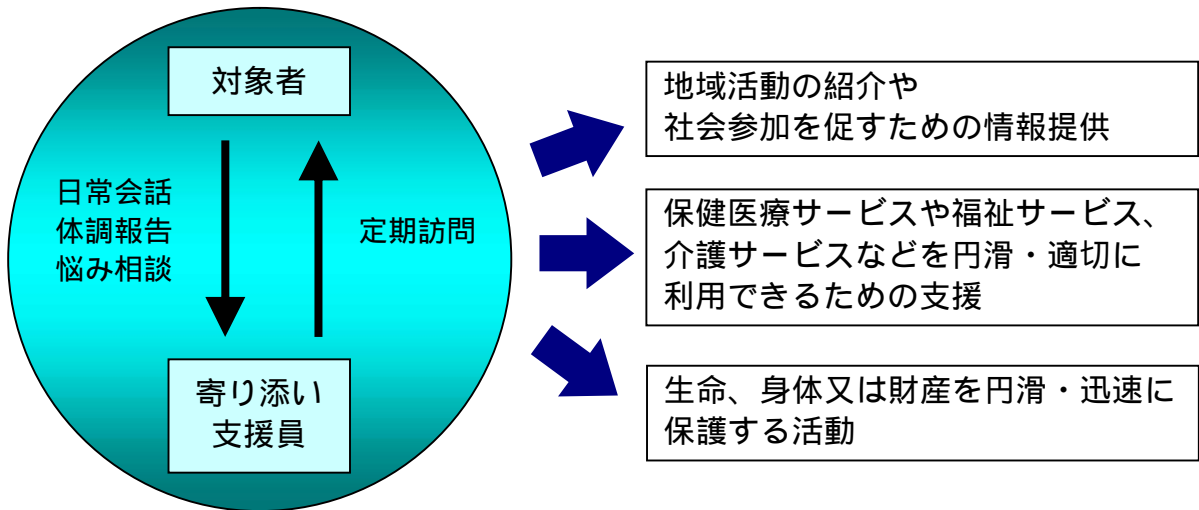
総合窓口創設(絆づくり担当)
高齢者窓口(地域包括支援センター)
障がい者窓口
(福祉事務所、保健総合センター)
若年者窓口(社会福祉協議会)

住区センター
悠々会館
老人クラブ
NPO
自主グループ など

「気づく」から「社会参加」までの各施策や事業をつなぎ、孤立ゼロの社会を目指します。



「孤立のおそれのある者」の発見



3 今後の予定

まずは社会的孤立に陥りやすい高齢者を対象とした調査・支援活動を開始し、準備が整った段階で、障がい者等への調査及び支援活動に着手します。

第一段階（平成25年1月～）

先行モデル町会（31町会（H24.11.20現在））での調査活動を開始

町会・自治会、民生委員による70歳以上単身高齢者、75歳以上のみ世帯への実態調査

調査により把握された情報の地域（町会・自治会）や警察署、消防署へのフィードバック

第二段階（平成25年4月～）

孤立状態にある方への寄り添い支援員の派遣開始

調査活動の全区展開

【問合せ先】 絆づくり担当部 絆づくり担当課長 かみとおの 上遠野 葉子
電話（3880）5184

足立区孤立ゼロプロジェクト推進に関する条例（案）

目次

第1章 総則（第1条 第6条）

第2章 情報の提供等（第7条 第10条）

第3章 情報の管理（第11条 第13条）

第4章 雑則（第14条）

第5章 罰則（第15条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地域における見守り活動を促進し、区民が社会的孤立（以下「孤立」という。）状態になることを防止するとともに、孤立状態にある者をなくすための活動に関し、その基本理念並びに区、区民、関係機関及び事業者等の役割を明らかにして、地域の見守り活動を支援し、加えて孤立状態にある者の早期の発見及び地域における寄り添い支援活動により、区民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 孤立 親族や近隣との交流を形成できない状態、又は生活に必要な支援が受けられない状態にあることをいう。
- （2） 見守り活動 地域住民が孤立状態になることを防止するために地域住民自らが行う安否確認、声かけその他の活動をいう。
- （3） 支援を必要とする者 第7条第1項各号に定める者で、日常生活において孤立状態にあり、地域における支援が必要である

と区長が認める者をいう。

(4) 孤立ゼロプロジェクト推進活動 次に掲げる活動をいう。

ア 調査活動

区が他の目的のために収集した個人情報を活用して、孤立のおそれのある者に係る情報を収集し、寄り添い支援活動のために使用すること。

イ 寄り添い支援活動

ア) 孤立のおそれのある者に気づき、区その他の関係機関に連絡する活動

イ) 支援を必要とする者とかかわり、必要に応じて関係機関へつなげる活動

ウ) 支援を必要とする者に対する地域の活動その他の社会参加を促すための情報提供活動

エ) 区等が実施する保健医療サービス、福祉サービスその他の支援を必要とする者が必要とするサービスを円滑かつ適切に利用することができるようにするための活動

オ) 支援を必要とする者の生命、身体又は財産に危険が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、当該支援を必要とする者の生命、身体又は財産を円滑かつ迅速に保護することができるようにするための活動

(5) 寄り添い支援員 前号イに定める寄り添い支援活動を行う者で、規則に定める手続を経て区長が認定した者をいう。

(6) 住民名簿 別に定める規則により、区が調製する名簿をいう。

(7) 要支援者名簿 別に定める規則により、区が調製した支援を必要とする者の名簿をいう。

(8) 住民情報 別に定める規則により、区が寄り添い支援活動のために収集し、寄り添い支援員に提供する、支援を必要とする者に係る情報をいう。

(基本理念)

第 3 条 見守り活動は、地域住民が住み慣れた地域の中で安心して生活を続け、孤立状態になることを防止するために自主的に行うことを基本とする。

2 孤立ゼロプロジェクト推進活動は、区民が生きがいを持って地域に参画できる暮らしやすい地域社会の実現を図ることを基本とし、区が主体的にその推進を図るとともに、区、関係機関、地域住民、事業者等が相互に連携を図りながら協力して行うものとする。

3 見守り活動及び孤立ゼロプロジェクト推進活動は、支援を必要とする者の意思を尊重し、その尊厳に配慮するとともに、プライバシーの確保等その権利が侵害されることのないよう十分配慮して行われなければならない。

(区の役割)

第 4 条 区は、地域住民の行う見守り活動を支援し、促進するための施策を実施するものとする。

2 区は、関係機関、地域住民、事業者等と連携を図りながら、地域における孤立ゼロプロジェクト推進活動に関する施策を実施するものとする。

3 区は、支援を必要とする者の早期の発見を図るとともに孤立ゼロプロジェクト推進活動の円滑かつ効率的な実施を図るため、関係機関、地域住民、事業者等と連携を図りながら、支援を必要とする者及びその者の状況等に関し必要な調査を実施し、支援を必要とする者に係る情報を収集するものとする。

4 区は、関係機関、地域住民、事業者等が行う孤立ゼロプロジェクト推進活動が、相互に緊密な連携協力を図りながら区内において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう必要な施策を実施するものとする。

5 区は、寄り添い支援員の健全かつ自主的な活動が促進されるよう必

要な施策を実施するものとする。

(区民の役割)

第 5 条 区民は、全ての区民が安心して暮らせる地域社会を実現するためには区民相互の助け合いが不可欠であることを理解し、地域における見守り活動及び孤立ゼロプロジェクト推進活動に協力するよう努めるものとする。

(関係機関、事業者等の役割)

第 6 条 関係機関、事業者等は、その業務を通じて、地域における見守り活動及び孤立ゼロプロジェクト推進活動に協力するよう努めるものとする。

第 2 章 情報の提供等

(情報の収集)

第 7 条 区長は、見守り活動及び孤立ゼロプロジェクト推進活動を行うため、必要に応じて次に掲げる者に係る情報の収集に区が他の目的で取得した情報を用いることができる。

(1) 70 歳以上の単身の世帯に属する者

(2) 75 歳以上の者のみで構成される世帯に属する者

(3) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(5) 東京都知事の定めるところにより愛の手帳の交付を受けている者

(6) 前各号に掲げる者に準ずる者として区長が認めた者

2 区長は、前項第 1 号、第 2 号及び第 6 号に掲げる者に係る住民情報

を収集しようとするときは、当該者からの同意を得ることなく、これを行うことができる。

3 区長は、第1項第3号から第5号までに掲げる者に係る住民情報を収集しようとするときは、当該者（その者が未成年であるときは、その保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。））からの同意を得たのちに、これを行うことができる。

4 第1項第1号又は第2号に掲げる者が、同時に同項第3号から第5号までのいずれかに該当する者であるときは、当該者は同項第1号又は第2号に該当するものとして第2項を適用する。

（住民名簿及び要支援者名簿の提供）

第8条 区長は、見守り活動及び孤立ゼロプロジェクト推進活動を推進するため、必要と認めるときは、次の各号に掲げる者及び関係機関に対し、住民名簿及び要支援者名簿を提供することができる。ただし、当該支援を必要とする者が規則に定めるところにより不同意の申出を区にしたときはこの限りでない。

（1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体（以下「町会自治会」という。）

（2）民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員

（3）警察署

（4）消防署

2 区長は、寄り添い支援活動を行うため、必要があると認めるときは、寄り添い支援員に対し、支援を必要とする者に係る住民情報を提供することができる。ただし、当該支援を必要とする者が規則に定めるところにより不同意の申出を区にしたときはこの限りでない。

3 前項に定める住民情報の提供は、規則で定める方法により行うものとする。

(名簿管理者及び名簿閲覧者)

第 9 条 住民名簿又は要支援者名簿の提供を受ける町会自治会は、規則で定めるところにより、当該提供を受ける住民名簿又は要支援者名簿を管理する者(以下「名簿管理者」という。)及び住民名簿又は要支援者名簿を閲覧する者(以下「名簿閲覧者」という。)を届け出なければならない。

(関係機関との協議)

第 10 条 区長は、寄り添い支援活動を推進するために第 8 条第 1 項に定める関係機関と協議するものとする。

第 3 章 情報の管理

(情報の安全管理)

第 11 条 名簿管理者は、住民名簿及び要支援者名簿の紛失、破損、改ざんその他の事故を防止するとともに、その漏えいを防止しなければならない。

2 名簿閲覧者は、住民名簿及び要支援者名簿の閲覧により知り得た情報の漏えいを防止しなければならない。

3 寄り添い支援員は、区から提供を受けた住民情報の漏えいを防止しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第 12 条 次の各号に掲げる者(以下「名簿管理者等」という。)は、見守り活動又は孤立ゼロプロジェクト推進活動のために提供された情報を目的以外のために利用してはならない。

(1) 名簿管理者

(2) 名簿閲覧者

(3) 寄り添い支援員

(守秘義務)

第 1 3 条 名簿管理者等又は名簿管理者等であった者が、見守り活動又は孤立ゼロプロジェクト推進活動により知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

第 4 章 雑則

(委任)

第 1 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 5 章 罰則

第 1 5 条 名簿管理者又は名簿管理者であった者が、正当な理由がないのに、第 8 条第 1 項により提供を受けた住民名簿又は要支援者名簿（いずれも、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、300,000 円以下の罰金に処する。

付 則

この条例は、平成 2 5 年 1 月 1 日から施行する。

お買い物が困難な方のために 「足立区花保商店会買い物支援サービスモデル事業」スタート!

「花保商店会」は、商店の減少や高齢化の進行等により日常の買い物が困難な方のために商品の宅配や送迎等を行う「買い物支援サービスモデル事業」(事務局住所：南花畑3-1-16)を実施し、区がこの事業を支援します。

1 事業内容

花保商店会が、「お休み処」の運営、「宅配サービス」、「送迎サービス」を実施します。(平日 午前10時～午後3時 土・日・祝 定休)

車による宅配や送迎等は、「花保商店会」から地域の老人クラブ「花保睦会」への委託により行われることが特徴です。

(1) 空き店舗を活用した「お休み処」【9/3より開始】

- ・ 買い物支援サービスの活動拠点
- ・ 地域の交流の場



お休み処外観

**花保交流の場
「お休み処」**

平日10:00～15:00
(土・日・祝定休)



お買物のちょっとした一休みにご利用ください。
花保商店会加盟店の情報提供や特産品コーナーの設置も予定しています。

(2) 宅配サービス【11/1より開始】



(3) 送迎サービス【11/1より開始】



2 利用概要

対象地域 花保商店会周辺地域【花畑・南花畑・東保木間・六町】

対象者 買物をするのが困難な方（会員登録が必要）
満60歳以上の方
妊娠している方
その他商店会が買い物困難であると認めた方

会費 無料

3 期待される効果

「お休み処」の運営により、地域住民や買い物客の交流が図られ、コミュニティの醸成につながる。

花保商店会加盟店への宅配・送迎サービスにより、買い物困難者支援のほか、商店会の活性化が図れる。

元気な高齢者が地域で活動することで、生きがい支援につながる。と共に、住みやすいまちづくりのモデルとなる。

4 事業の経費

総事業費見込	約6,235千円
都補助金額	約2,777千円
区補助金額	約1,723千円
商店街負担額	約1,735千円

補助対象項目：店舗改修費・花保睦会への委託料・車両リース代 等

本事業は平成24年度東京都買物弱者支援モデル事業の指定を受けています。

【問合せ先】 産業経済部 産業振興課長 杉岡 淳子
電話(3880)5865

区制80周年限定！イルミネーションが千住でも「光の祭典」開催

今年で11回目を迎える足立の冬の風物詩「光の祭典」は、例年の元湊江公園と竹ノ塚駅からの街路樹のほか、区制80周年と東京電機大学開設を記念し、「光の祭典 in 千住」として、北千住駅東口からすぐの「電大通り」の街路樹にもイルミネーションを飾り付けます。



足立区制80周年

点灯式はそれぞれ、11月30日(金)に東京電機大学東京千住キャンパス、12月1日(土)には竹ノ塚駅東口で行われます。今年限定の「光の祭典 in 千住」の点灯式は、ミニステージでのライブや東京電機大学の壁面をスクリーンにしたレーザー光線の演出を予定しています。

光の祭典2012

開催期間 平成24年12月1日(土)から12月25日(火)まで
竹ノ塚駅前からの街路樹は平成25年1月10日(木)まで

点灯時間 17時から22時まで(元湊江公園内は21時まで)

会場 元湊江公園

電球数 約70万球(LED100%)

点灯式&ミニステージ

日時：12月1日(土)16時30分から

場所：竹ノ塚駅東口

特徴 会場の元湊江公園内では、都内の自然木では最大級の20m超×8本のメインツリーがLEDで彩られ、音楽に合わせて光が踊ります。竹ノ塚駅から元湊江公園まで1.2kmにおよぶ「竹の塚けやき大通り」の街路樹イルミネーションは、都内でも随一の長さを誇ります

昨年の「光の祭典2011」の様子



光の祭典 in 千住 (区制80周年限定)

開催期間 平成24年11月30日(金)から12月25日(火)まで
点灯時間 17時から22時まで(11月30日は18時30分頃点灯予定)

会場 電大通りの街路樹(東京電機大学東京千住キャンパス1号館と2・4号館の間の街路樹)

電球数 約3万球(LED100%)

点灯式&ミニステージ

日時: 11月30日(金) 18時から

場所: 東京電機大学東京千住キャンパス1号館正面

特徴 点灯式直前には、東京電機大学の壁面をスクリーンとするレーザーの演出を行います。区制80周年事業として、電大通り(東京電機大学東京千住キャンパス1号館と2・4号館間)の街路樹にイルミネーションを装飾します。



主催 足立区観光交流協会・足立区

イルミネーションで使用する電力については、グリーン電力を購入することにより自然エネルギーの普及へ貢献します。

【問合せ先】 産業経済部観光交流課長 絵野沢 秀雄
電話(3880)5720

ふるさと足立を知り、足立を愛する子どもたちへ
「足立の昔がたり」刊行！

区制80周年記念事業として、「足立の昔がたり」を10月25日に刊行しました。図書館ホームページでは、デジタル画像にプロの噺家による読み語り音声を組み込んだ「電子書籍版」を公開しています。区に昔から語り継がれてきた話を読むことにより、ふるさと足立に対する理解を深め、愛着と誇りを持った子どもを育成します。

1 内容

地域の伝承をまとめた「足立百の語り伝え」「続・足立の語り伝え 六十六話」の中から選りすぐった40話を小学生が読みやすい表現に書き換え、挿絵を豊富に入れ親しみやすいかたちに編集しました。

監修 朱川 湊人 氏【足立区育ちの直木賞作家】
 表紙イラスト なかだ えり 氏【足立区在住】
 編集協力 区民編集委員（ボランティア）7名



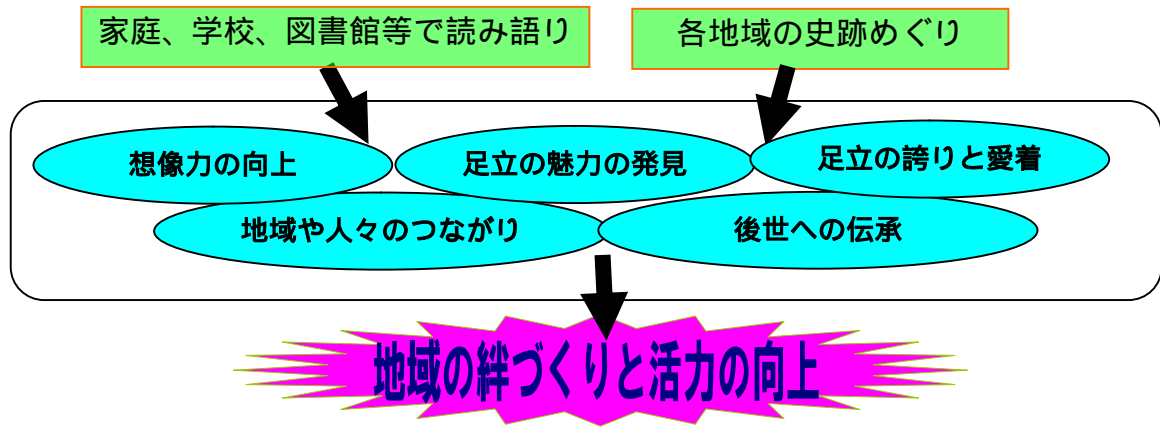
2 発刊部数及び主な配付先

- 発刊部数 1,500部
- 主な配付先
 - ・区立小学校 全クラスに1部ずつ配付
 - ・区立図書館 16図書館に5部程度配付

3 電子書籍版

区内で活躍されている講談師と落語家の6名による読み語り音声付き
 11月27日から図書館ホームページにおいて常時公開
 （登録やダウンロードの手間が無く、簡単な操作で閲覧可能）

4 「足立の昔がたり」の活用方針



【問合せ先】 地域のちから推進部 中央図書館長 先灘 朋子
 電話(5813)3750